

特殊車両の指導取締りを実施します。

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。

また、許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行しなければなりません。

許可内容に違反している特殊車両の通行、あるいは無許可の特殊車両の通行は、道路のひび割れ、わだち掘れ、橋梁・トンネルの損傷等、道路構造に重大な影響を与えます。

違反車両による事故は、重大事故に結びつきやすく、事故車両の搬出や散乱した積荷の撤去作業により交通渋滞、通行止め等を引き起こし、社会的に大きな影響を及ぼします。

仙台河川国道事務所は道路構造の保全及び事故等の防止を目的として、下記により特殊車両の指導取締りを実施します。

1. 日 時 平成29年10月5日(木) 14時～16時
2. 場 所 一般国道4号・・・名取市本郷 地内
(一般国道4号 下り線 「名取車両検測所」)

□当日の天候により中止する場合があります□

指導取締状況



特殊車両の重量測定状況



特殊車両の寸法測定状況

〈 発表記者会： 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会 〉

お問い合わせ先

国土交通省仙台河川国道事務所

保 全 対 策 官

さいとう としひろ
齋藤 壽裕

TEL 022-304-1814

国土交通省仙台河川国道事務所

岩沼国道維持出張所長

あいざわ しんじ
相澤 新治

TEL 0223-22-3039

特殊車両指導取締り実施場所位置図

(位置図)



(拡大図)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。
【承認番号 平29東複 第33号】